

「主要農作物種子条例」 が施行されました

県、生産者、関係団体等が一体となり、将来にわたって県内の稲・大麦・小麦・大豆の種子の安定的な生産・供給を図ることを目的として、令和2年4月1日に「主要農作物種子条例」が施行されました。



同条例に基づき、県は次のことを行います。

○ 種子計画の作成

稲・大麦・小麦・大豆の種子の生産と供給に関する計画（種子計画）を作成します

○ 品種育成と優良品種の選定

優良な稲の品種育成や、県内に普及を促進する稲・大麦・小麦・大豆の優良な品種（※優良品種）を決定するための試験を行います

※従来の「奨励品種」は「優良品種」に代わります

○ 原種・原原種の生産

種子生産のための原種・原原種を生産します

○ 種子等の審査

種子生産ほ場と生産された種子の品質の審査をします

○ 品種等の適正な利用管理

県が育成した品種等を適正に利用し適切に管理します



本県農業の持続的な発展のため、種子の品質確保と安定的な生産を行ってまいりますので、今後とも、生産者をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※条例の本文等はこちら→ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/syushi.html>

宮城県農政部みやぎ米推進課生産販売班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 TEL 022-211-2841 FAX 022-211-2849

E-mail : miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp